

# 入間市地域防災計画

(令和8年4月改訂)

入間市防災会議



## [第1編 総則] 目次

<b>第1章 計画の目的・方針等</b> .....	<b>総- 1</b>
第1節 計画の目的.....	総- 1
第2節 計画の性格及び範囲.....	総- 1
第3節 計画の目標.....	総- 1
第4節 計画の修正.....	総- 1
第5節 防災計画の遵守.....	総- 1
第6節 他計画との関係.....	総- 2
第7節 地区防災計画との関係.....	総- 2
第8節 個別計画の作成及び計画の習熟.....	総- 2
第9節 災害予防の重要性.....	総- 2
<b>第2章 防災関係機関等の役割</b> .....	<b>総- 3</b>
第1節 防災会議.....	総- 3
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	総- 3
第3節 入間市の防災環境.....	総-12
<b>第3章 災害の想定・基本方針</b> .....	<b>総-13</b>
第1節 災害の想定.....	総-13
第2節 基本方針.....	総-23

## [第2編 災害予防計画編] 目次

<b>第1章 被害軽減対策の推進</b> .....	<b>予- 1</b>
第1節 防災まちづくりの推進.....	予- 1
第2節 地盤災害の予防.....	予- 4
第3節 都市施設の安全化.....	予- 6
第4節 避難対策.....	予- 9
第5節 危険物取扱施設等の安全対策.....	予-16
第6節 防災活動施設の整備.....	予-18
第7節 文化財の災害予防.....	予-21
第8節 水害予防.....	予-22
第9節 土砂災害警戒避難体制の確立.....	予-26
第10節 雪害予防.....	予-28
第11節 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防.....	予-30
第12節 複合災害予防.....	予-34
<b>第2章 災害に強い防災体制の整備</b> .....	<b>予-36</b>
第1節 防災体制の整備.....	予-36

第2節	災害情報体制の整備.....	予-39
第3節	医療体制等の整備.....	予-42
第4節	物資及び資機材等の備蓄.....	予-44
第5節	応急仮設住宅対策.....	予-50
第6節	火災予防.....	予-52
第7節	緊急輸送体制の整備.....	予-54
第8節	災害支援体制の整備.....	予-57
第9節	その他の災害予防.....	予-59
<b>第3章</b>	<b>市民の協力による防災対策.....</b>	<b>予-61</b>
第1節	避難時の心構え.....	予-61
第2節	防災組織の育成・強化.....	予-63
第3節	防災意識の啓発.....	予-68
第4節	防災訓練.....	予-75
第5節	要配慮者等の安全確保体制の整備.....	予-78
第6節	帰宅困難者対策.....	予-83

## 【第3編 災害応急対策編】 目 次

<b>第1章</b>	<b>震災応急対策計画.....</b>	<b>応(震災)- 1</b>
第1節	応急活動体制.....	応(震災)- 1
第2節	自衛隊災害派遣.....	応(震災)- 12
第3節	災害情報の収集・伝達.....	応(震災)- 15
第4節	災害救助法の適用.....	応(震災)- 24
第5節	消防活動.....	応(震災)- 28
第6節	救急救助・医療救護.....	応(震災)- 31
第7節	避難活動.....	応(震災)- 34
第8節	緊急輸送.....	応(震災)- 44
第9節	水防対策・土砂災害対策.....	応(震災)- 46
第10節	警備・交通対策.....	応(震災)- 47
第11節	食料・生活必需品及び飲料水等の供給.....	応(震災)- 49
第12節	ボランティアの受入れ.....	応(震災)- 54
第13節	要配慮者等の安全確保対策.....	応(震災)- 55
第14節	清掃対策.....	応(震災)- 58
第15節	防疫及び保健衛生.....	応(震災)- 63
第16節	遺体の捜索・処理及び埋葬・火葬.....	応(震災)- 65
第17節	公共施設等の応急対策.....	応(震災)- 68
第18節	文教・福祉対策.....	応(震災)- 76
第19節	住宅応急復旧.....	応(震災)- 80
第20節	広報広聴対策.....	応(震災)- 83

第 21 節	帰宅困難者への対応.....	応(震災)- 89
第 22 節	家庭動物の保護対策.....	応(震災)- 91
第 23 節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置.....	応(震災)- 92
第 24 節	北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置.....	応(震災)- 95
<b>第2章</b>	<b>風水害応急対策計画</b> .....	<b>応(風水)- 1</b>
第 1 節	応急活動体制.....	応(風水)- 1
第 2 節	自衛隊災害派遣.....	応(風水)- 9
第 3 節	災害情報の収集・伝達.....	応(風水)- 12
第 4 節	災害救助法の適用.....	応(風水)- 30
第 5 節	救急救助・医療救護.....	応(風水)- 34
第 6 節	避難活動.....	応(風水)- 37
第 7 節	緊急輸送.....	応(風水)- 49
第 8 節	水防計画.....	応(風水)- 51
第 9 節	土砂災害応急対策.....	応(風水)- 53
第 10 節	警備・交通対策.....	応(風水)- 55
第 11 節	食料・生活必需品及び飲料水の供給.....	応(風水)- 57
第 12 節	ボランティアの受入れ.....	応(風水)- 63
第 13 節	要配慮者等の安全確保対策.....	応(風水)- 64
第 14 節	清掃対策.....	応(風水)- 67
第 15 節	防疫及び保健衛生.....	応(風水)- 72
第 16 節	遺体の捜索・処理及び埋葬・火葬.....	応(風水)- 74
第 17 節	公共施設等の応急対策.....	応(風水)- 77
第 18 節	文教・福祉対策.....	応(風水)- 85
第 19 節	住宅応急復旧.....	応(風水)- 89
第 20 節	広報広聴対策.....	応(風水)- 92
第 21 節	帰宅困難者への対応.....	応(風水)- 98
第 22 節	家庭動物の保護対策.....	応(風水)-100
<b>第3章</b>	<b>その他災害の応急対策計画</b> .....	<b>応(その他)- 1</b>
第 1 節	雪害対策計画.....	応(その他)- 1
第 2 節	竜巻等対策計画.....	応(その他)- 4
第 3 節	火山噴火対策計画.....	応(その他)- 6
第 4 節	大規模火災対策計画.....	応(その他)- 8
第 5 節	危険物等災害対策計画.....	応(その他)- 11
第 6 節	道路事故災害対策.....	応(その他)- 13
第 7 節	鉄道事故災害対策計画.....	応(その他)- 16
第 8 節	航空機事故災害対策計画.....	応(その他)- 18
第 9 節	放射性物質及び原子力発電所災害対策計画.....	応(その他)- 20
第 10 節	複合災害対策計画.....	応(その他)- 27

## [第4編 災害復旧・復興編] 目次

第1章 災害復旧事業の推進.....	復- 1
第2章 災害復興の推進 .....	復- 3
第3章 民生安定化措置 .....	復- 4

# 第1編 総則



## 第1章 計画の目的・方針等

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、入間市防災会議が作成する計画で、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害について予防し、被害の拡大を防ぎよするとともに被害の復旧を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性格及び範囲

- 1 この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- 2 この計画は、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。
- 3 この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画並びに水防法（昭和24年法律193号）に基づき、市が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

### 第3節 計画の目標

この計画においては、第1編第3章第1節に掲げる想定地震のうち、被害が最大となるものについての震災対策を基本とするが、あわせて風水害、その他市の地域に発生するすべての災害にも対処し得るものとする。

### 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

このため、市及び関係機関は、その内容が緊急を要する場合はその都度、それ以外の修正については、計画修正案を入間市防災会議に提出するものとする。

なお、修正にあたっては、女性や高齢者、障害者などに配慮し、ジェンダー主流化その他多様な視点を取り入れるものとする。

### 第5節 防災計画の遵守

- 1 市の執行機関は、市長の所轄のもとにその所掌事務並びにこの計画に基づいて防災事務を処理し市長の行う防災業務が円滑かつ的確に行われるよう最善の努力をしなければならない。
- 2 市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、法令又はこの計画の定めるところ

により市長の行う防災事務が適切に行われるよう協力及び援助、若しくは自己の業務にかかわる防災事務を処理しなければならない。

## 第6節 他計画との関係

この計画は、市の地域にかかわる災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであり、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する防災業務計画や埼玉県地域防災計画、国の防災基本計画と整合を図るものとする。

## 第7節 地区防災計画との関係

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

## 第8節 個別計画の作成及び計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたってはそれぞれの責務が十分果たせるように、具体的な個別計画を作成するとともに、平常時から自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実施又は図上訓練その他の方法により、本計画及び個別計画の習熟に努めるものとする。

特に、災害対応に従事するすべての市職員は、それぞれの時間軸や災害局面において当事者意識を持ち、災害の種類（地震・風水害等）ごとに、自らの部署にかかわる活動について、常に総合的な視野から諸計画を立案するものとする。

また、災害対策基本法第5条により、市は当該市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を負うことから、災害対応に従事するすべての市職員にあっては、自ら及び家族等の身の安全を確保したうえで、災害発生時において必要な活動に全力を傾注するものとする。

## 第9節 災害予防の重要性

災害の原因となるような異常な自然現象の発生を予測し、阻止することは、現在の科学技術水準では非常に困難である。被害を最小限にとどめるうえで最も重要なことは、事前対策であり、その対策を点から面へ広げることが、地域防災力の向上にとって必要条件となる。

したがって、本計画では時間軸にあわせて様々な対策が策定されているが、そのなかでもとりわけ「予防計画」を重視し、自助・共助・公助が一体となった事前対策として、被害抑止力・被害軽減力の向上に努めるものとする。

特に当市域においては、活断層である立川断層帯を起因とする地震被害が懸念されることから、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震を起因とする阪神・淡路大震災から得られた教訓として、住宅等建物の耐震化及び家具の固定といった自助による事前対策を促進していくものとする。

## 第2章 防災関係機関等の役割

### 第1節 防災会議

入間市防災会議は、災害対策基本法第16条及び入間市防災会議条例に基づき設置され、所掌事務及び組織については、次のとおりである。

なお、ジェンダー主流化の観点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

#### 1 所掌事務

- (1) 入間市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事項。

#### 2 組織

入間市防災会議委員は、『資料1 入間市防災会議条例』に示す。

### 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

#### 第1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する計画（市地域防災計画）を作成する。

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び県民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

#### 第2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

### 第3 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関は県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### 1 指定地方行政機関

名 称	内 容
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと 2 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連 絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東管区行政評 価局	1 被災者への生活支援情報の提供に関すること 2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること 3 特別行政相談所の開設に関すること
関東財務局	1 災害査定立会に関すること 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること 3 地方公共団体に対する融資に関すること 4 国有財産の管理処分に関すること
関東信越厚生局	1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
関東農政局	1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の 点検・整備事業の実施又は指導に関すること 2 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡 に関すること (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関するこ と (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること 3 復旧対策

名 称	内 容
	(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
関東運輸局埼玉運輸支局	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること
東京航空局東京空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること 3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
東京管区气象台（熊谷地方气象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等に

名 称	内 容
	より許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事 こと
埼玉労働局	1 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 2 職業の安定に関する事
関東地方整備局	管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める 1 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事 3 地殻変動の監視に関する事
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	1 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、水難救助等に関する事 2 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関する事

名 称	内 容
	3 その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関する事
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事

## 2 自衛隊

名 称	内 容
陸上自衛隊 第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事

## 3 指定公共機関

名 称	内 容
東日本旅客鉄道(株)	1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと 2 災害により線路が不通となった場合 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと (2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処置を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと

名 称	内 容
東日本電信電話 (株)埼玉事業 部、(株)NTT ドコモ	1 電気通信設備の整備に関すること 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株)	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
日本郵便(株) 狭山郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
日本赤十字社	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く)を行うこと 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること
日本放送協会 (NHK)	1 市民に対する防災知識の普及に関すること 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
東日本高速道路 (株)関東支社	1 東日本高速道路の保全に関すること 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
日本通運(株)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること
東京電力パワー グリッド(株)川 越支社	1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

#### 4 指定地方公共機関

名 称	内 容
西武鉄道(株) 飯能駅管区	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県 トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること
入間ガス(株)、 大東ガス(株)	1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給の確保に関すること

名 称	内 容
(株)テレビ埼玉	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(株)エフエムナックファイブ	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(一社)埼玉県医師会、(一社)埼玉県歯科医師会、(公社)埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県LPGガス協会 西武支部	1 LPガス供給施設の安全保安に関すること 2 LPガスの供給の確保に関すること 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

#### 第4 一部事務組合、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

一部事務組合、市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は本計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

##### 1 一部事務組合

名 称	内 容
埼玉西部消防組合	1 火災、危険物災害等の予防に関すること 2 消防活動に関すること 3 水防活動に関すること 4 火災証明に関すること
入間西部衛生組合	災害時のし尿の収集、処理に関すること
瑞穂斎場組合	火葬に関すること

## 2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

名称	内容
民生委員・児童委員	要配慮者の支援に関すること
入間市社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関すること 2 災害時ボランティア活動の支援に関すること
入間市赤十字奉仕団	災害ボランティア活動に関すること
入間市母子愛育会	要配慮者の支援に関すること
(一社)入間地区医師会、入間市歯科医師会、入間市薬剤師会、入間市接骨師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
入間市薬業会	災害用医薬品の確保の協力に関すること
入間市災害対策協会	1 重機等による救助活動の協力に関すること 2 建築物及び土木施設等の災害対策の協力に関すること
入間市管工事協同組合	1 上下水道の災害対策の協力に関すること 2 飲料水の確保の協力に関すること
入間市商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
いるま野農業協同組合	1 市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農産物の需給調整
入間ケーブルテレビ株式会社、(株)エフエム茶笛	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 被災時の病人等の収容、保護 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 災害時における収容者の保護

名 称	内 容
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること 2 被災時における教育対策に関すること 3 被災施設の災害復旧に関すること
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること
自主防災会	1 防災に関する知識の普及に関すること 2 災害予防に関すること 3 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護・避難誘導等応急対策に関すること 4 避難所の開設及び運営への協力に関すること 5 防災訓練の実施に関すること 6 防災資機材等の備蓄に関すること

※参考『要配慮者及び避難行動要支援者の定義』

○要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

## 第5 市民等の責務

### 1 事業者

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする事業者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国、県又は市が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

### 2 市民

市民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

## 第3節 入間市の防災環境

### 第1 災害履歴

入間市は幸いなことに大きな災害に見舞われたことがなく、地勢から見ても大変安定している。平成23年3月11日（金）午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震に関しても、人命にかかわるような大きな被害は認められなかった。

しかし、大正12年に発生した関東大震災においては豊岡・東金子・宮寺で記録が残っており、3村で当時1,927戸のうち全壊14棟、半壊31棟、けが人は1人であった。被害は小さいように思われるが、全半壊棟数の割合を見ると2.33%となり、単純に現在の建物総数から約一千棟以上が何らかの被害を受けることが予想される。

また、風水害については、平成28年8月の台風第9号による豪雨災害が甚大であり、床上浸水199棟、床下浸水376棟に及んだ。また、直近では、令和元年10月の台風第19号による豪雨災害により、床上浸水12棟、床下浸水32棟の被害が生じた。この時の災害では、警戒レベル4：避難勧告を発令し、約1,500人が避難した。近年では、気候変動に伴い豪雨災害の頻発化、激甚化する傾向にあることが言われており、今後においても引き続き対策を推進していくことが重要である。

一方、入間市では大雪災害にも見舞われることがあり、平成28年の大雪では22cmほどの積雪となり、転倒2件、車両スリップ5件、ビニールハウス倒壊7件の被害が発生している。気象条件によっては、今後も大きな被害をもたらすような大雪の発生が想定される。

### 第2 入間市の自然環境概要

本市は、北緯35度49分、東経139度23分、埼玉県の西南部に位置し、東西9.3km、南北9.8km、総面積44.69km<sup>2</sup>の広さで、市の西南は東京都、東南は所沢市、北は狭山市、西は飯能市に接している。

地勢は、おおむね平坦であるが、市の西北部から東に伸びる加治丘陵があり、部分的には、起伏に富んでいる。海拔は、高地で平均100mから130m、低地では60m程度である。

河川は名栗溪谷より発し、市内北部を流れる入間川、市内のほぼ中央を流れる霞川、市内南部を流れる不老川があり、いずれも西から東に流れている。

### 第3 入間市の社会環境の概要

本市は、都心から40kmの距離にあり、古くから繊維工業や茶業が発達し、狭山茶の主要産地となっている。

市の南部から北部にかけてほぼ中央部を貫く国道16号、国道16号から飯能秩父方面へ国道299号及び国道299号バイパス、国道16号から東松山熊谷方面へ国道407号、国道16号から所沢方面へ国道463号及び国道463号バイパス、市の西部から北部にかけて首都圏中央連絡道、西部にJR八高線、北東から北西部へ西武池袋線が通り、首都に隣接している。

また、道路の整備による地の利を得て、郊外型量販店や武蔵工業団地が造成され、商業や工業団地帯も形成されている。

## 第3章 災害の想定・基本方針

### 第1節 災害の想定

#### 第1 地震被害想定

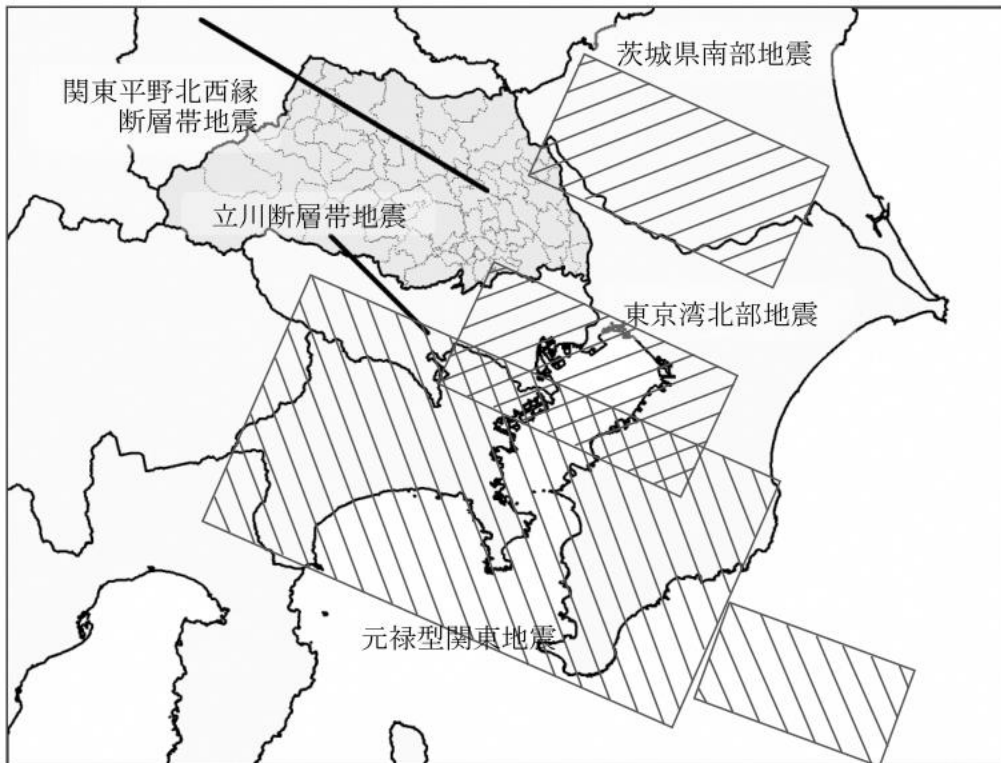
地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。

##### 1 想定地震

想定地震については、埼玉県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月）による東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震のうち、市内の被害が最も大きい立川断層帯地震（破壊開始点南）を選定した。

埼玉県地震被害想定調査の想定地震

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
元禄型関東地震	8.2	
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	活断層で発生する地震
立川断層帯地震 (破壊開始点北・破壊開始点南)	7.4	

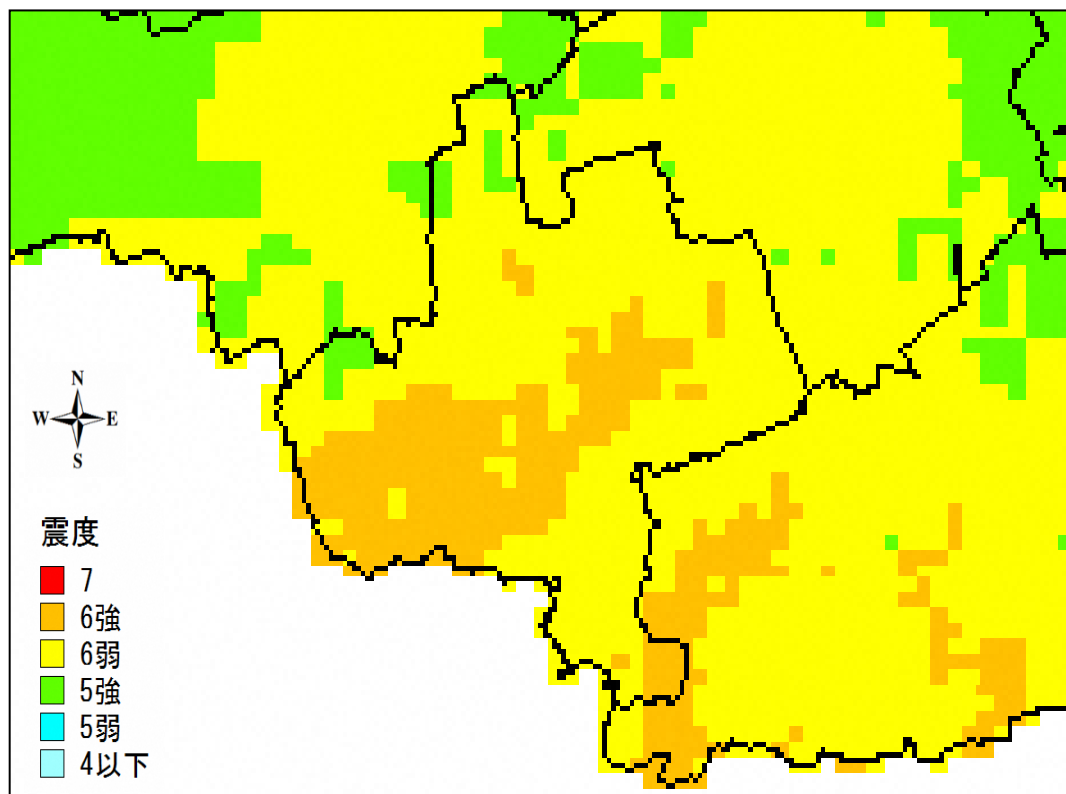


【埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」による】

## 2 予測被害

### (1) 震度の予測

市の南西部から中央部にかけて震度6強、その他は主に6弱と予測される。  
また、北部と西部の一部に震度5強が分布する。



立川断層帯地震（破壊開始点南）の震度分布図

【埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」による】

### (2) 被害の予測

立川断層帯地震（破壊開始点南）が発生した場合、市における建物の全壊数は736棟、火災による焼失棟数は310棟、死者数は53人、避難者数は4,623人、帰宅困難者数は10,709人に上る。

また、ライフラインの被害は、停電世帯（直後）が18,409世帯、断水人口が55,190人に上る。

被害予測量一覧

発生条件 被害項目		冬5時		夏12時		冬18時	
		風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s
建物 被害	全壊(棟)	736					
	半壊(棟)	3,511					
火災	全出火件数	1.0		1.8		5.7	
	焼失棟数(棟)	52	62	88	103	257	310
人的 被害	死者(人)	53	53	26	26	37	37
	負傷者(人)	640	641	428	428	463	466
	うち重傷者(人)	64	64	46	46	49	49
	要救助者数(人)	225		130		161	
電力	停電世帯数(直後)(世帯)	18,409					
	停電人口(直後)(人)	48,537					
	停電率(直後)(%)	32.39					
	停電世帯数(1日後)(世帯)	2,857	2,867	2,896	2,914	3,086	3,145
	停電人口(1日後)(人)	7,532	7,560	7,637	7,684	8,137	8,293
	停電率(1日後)(%)	5.03	5.04	5.10	5.13	5.43	5.53
都市 ガス	供給停止件数	16,704					
	供給停止率(%)	98.1					
水道	断水率(%)	36.8					
	断水世帯数(世帯)	20,932					
	断水人口(人)	55,190					
下水道	被害率(%)	27.0					
	機能支障人口(%)	35,056					
避難者	1日後(人)	3,831	3,860	3,940	3,989	4,461	4,623
	1週間後(人)	5,878	5,907	5,986	6,034	6,499	6,659
	1ヶ月後(人)	3,831	3,860	3,940	3,989	4,461	4,623
廃棄物(万トン)		12.8	13.0	13.5	13.8	16.9	17.9
県外への外出者のうち帰宅困難となる市民(人)		平日			休日		
		12時	18時	12時	18時		
※内閣府による帰宅困難率		10,709	6,519	10,276	7,698		
避難所避難者のうち要配慮者数(人)		519					
1日あたりし尿発生量(キリットル)		7.5					

【埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」による】

### 3 減災目標

地震被害想定結果を踏まえ、人的被害を軽減し、大規模な震災から市民生活を速やかに回復させるため、減災の数値目標と目標達成への計画を明示することが重要である。市、防災関係機関、企業、市民等が減災への目標と必要な対策を共通認識することで、減災に向けた取組の積極的な展開が果たされることになると考えられる。

立川断層帯地震の被害を対象とし、減災目標を次のように設定する。目標期限は10年以内とするが、可能な限り早期の達成を目指すこととする。

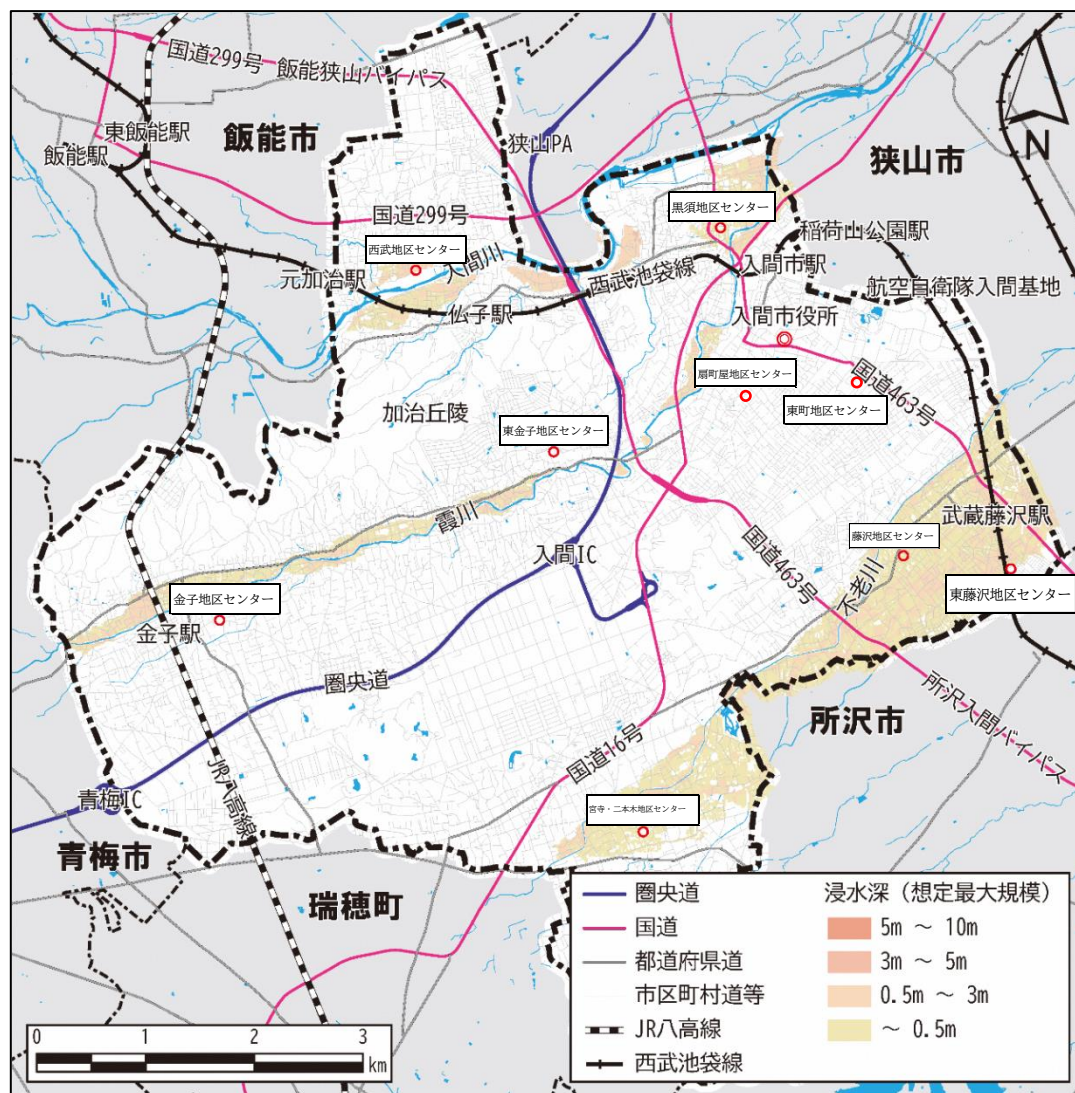
減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を半減させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震化の促進</li> <li>・家具類の転倒防止対策の推進</li> <li>・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 など</li> </ul>
避難者（1週間後）を半減させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震化の促進</li> <li>・被災建築物の応急危険度判定体制の強化</li> <li>・ライフラインの早期復旧体制の強化 など</li> </ul>
ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の耐震化</li> <li>・設備構成の多重化バックアップ など</li> </ul>

減災目標を達成するための市及び防災関係機関の取組については個別計画等において具体化するほか、別途策定している入間市国土強靱化地域計画を参照する。また、目標達成に向けて企業、市民等にも必要な取組を促進するものとする。

## 第2 風水害の被害想定

### 1 洪水災害

本市は、北西部には入間川、中央部に霞川、南部には不老川が流れている。埼玉県が作成した洪水浸水想定区域図や水害リスク情報図によると、各河川の沿川地域において、0.5～3.0m（一階床上浸水程度）または～0.5m（床下浸水程度）の浸水が想定されている。そのうち一部では、3m以上の浸水が想定されている箇所もある。



この地図の作成にあたっては基盤地図情報及び数値地図（国土基本情報）を使用した。  
想定最大規模降雨による洪水想定図

[上図の作成に用いた資料]

資料名	前提となる降雨	作成主体	公表年月日
荒川水系入間川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)	入間川流域の 3日間総雨量 740mm	埼玉県県土整備部 河川砂防課	令和2年 (2020年) 5月26日
荒川水系入間川流域 洪水浸水想定区域図・ 水害リスク情報図 (想定最大規模)	入間川流域の 3日間総雨量 740mm		
荒川水系新河岸川流域 洪水浸水想定区域図・ 水害リスク情報図 (想定最大規模)	新河岸川流域の 2日間総雨量 746mm		

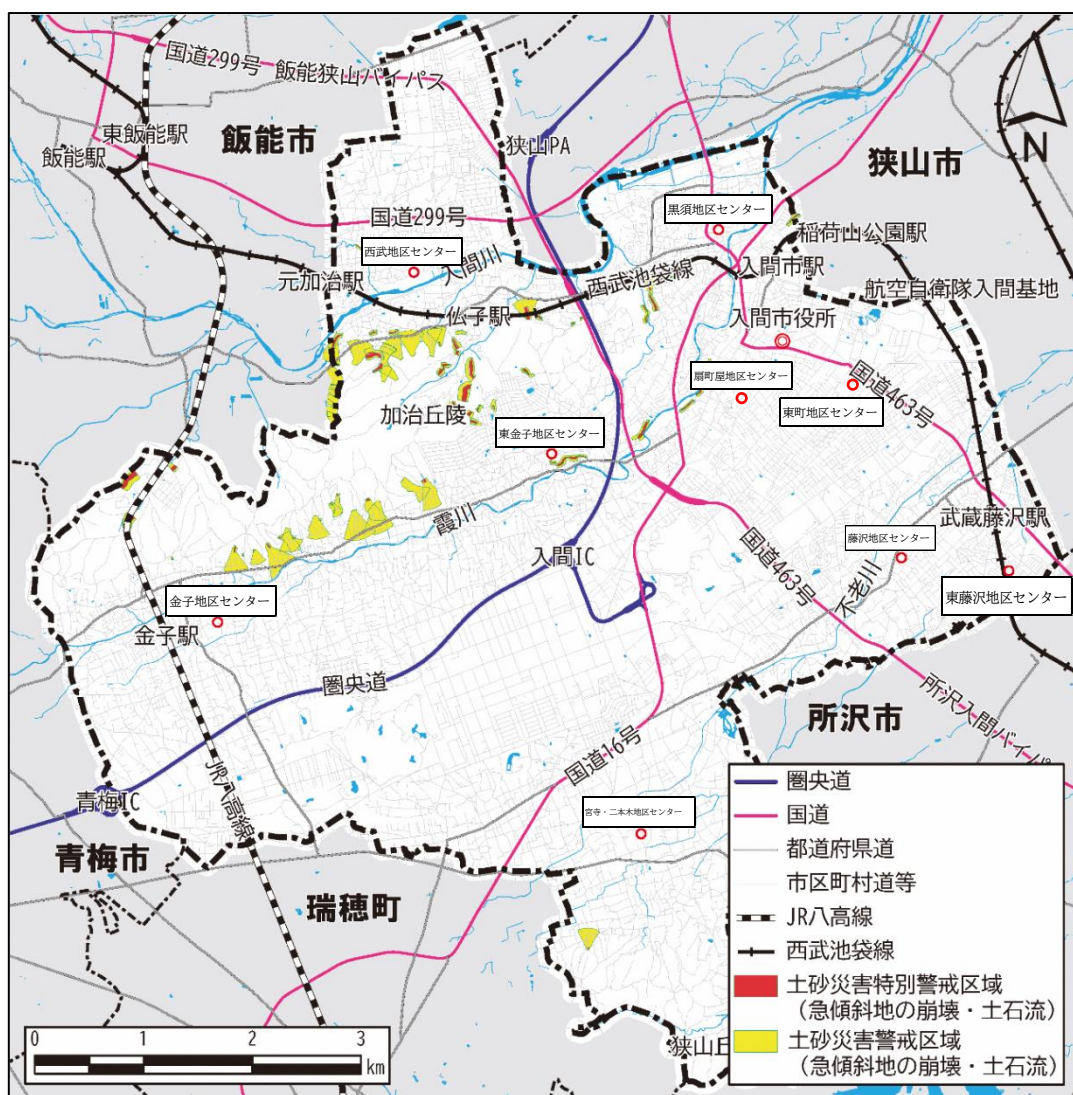
## 2 土砂災害

県は、土砂災害防止法に基づき、市内の土砂災害警戒区域を指定している。これによれば、市内では66箇所が土砂災害警戒区域（うち57箇所が土砂災害特別警戒区域）に指定されている。

〔土砂災害警戒区域等指定状況一覧〕

急傾斜地の崩壊		土石流		計	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
42	39	24	18	66	57

【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（埼玉県ホームページ）による】



この地図の作成にあたっては基盤地図情報及び数値地図（国土基本情報）を使用した。

土砂災害警戒区域は、国土交通省が公開している国土数値情報を使用した。（令和元年度更新分）

土砂災害が想定される区域

### 第3 その他災害の被害想定

---

市域において発生が予想されるその他災害は、おおむね次のようなものである。

#### 1 自然現象に基づく災害

- (1) 竜巻、雷、雹（ひょう）等の激しい気象現象による被害
- (2) がけ崩れによる被害
- (3) 寒害、冷害、大雪による被害
- (4) 火山噴火による降灰被害

#### 2 人為的原因に基づく災害

- (1) 大火災及び交通災害
- (2) ガス、火薬等の危険物、油類の爆発による産業災害
- (3) 鉄道・航空機等による突発性重大事故災害
- (4) 放射性物質及び原子力発電所事故災害
- (5) その他多数の者の生命、身体及び財産に危険を及ぼす災害

### 第4 調査研究

---

災害による被害は、その規模とともに固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、市域の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な災害対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

なお、調査研究にあたっては、男女別データの収集・分析に努めるなど、属性による特性をふまえた検討を行うものとする。

#### 1 基礎的調査研究

本市における災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、災害対策の前提条件として随時活用できるようにする。また、各種災害対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

##### (1) 防災アセスメントに関する調査研究

災害を未然に防止し、その被害を軽減するためには、平常時から、地域の特性をふまえて、その地域の災害危険性を総合的、科学的な手法により把握しておくことが重要である。この地域の災害危険性を総合的に明らかにする作業を「防災アセスメント」という。その内容は、次のとおりである。

##### ア 災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風等）のことをいう。ここでは、地域に影響を及ぼす地震等を抽出、検討する作業をいう。

##### イ 災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因としてその地域がもともと持っている弱点である。ここでは、地域に内在する災害に対する脆弱性の原因を把握する作業を行う。災害素因には、軟弱地盤、急傾斜地、低湿地等の自然的要因と、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等の社会的な要因がある。

##### ウ 災害履歴の検討

ここでは、過去に発生した災害をとりあげ、地域の災害に対する傾向を具体的に把握する作業を行う。

#### エ 地区別防災カルテの作成

地域全体の総合的な災害危険把握から各地区の総合的な危険度把握のために地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテとは、自主防災会、学校区等の地域単位で十分に活用できるような精度で危険地域や防災関係施設等を表示した地区別防災マップと地区の防災特性を診断したカルテ部分から構成される。

#### (2) 被害想定に関する調査研究

災害対策を効果的に実施するためには、市内に大きな被害を及ぼす可能性がある災害を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である。

災害による被害がどこで、どの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘して、とるべき予防対策及び応急対策に資するものとする。

## 2 災害対策に関する調査研究

災害は、自然現象と地域の社会条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は、多岐の分野にわたっている。したがって、こうした災害に対する有効な対策を検討するために、災害時に起こりうる現象を様々な分野から科学的に解明し、その成果を生かしていくものとする。

また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の災害の実例からみても明らかである。したがって、過去の災害の経験を基礎とした、災害の拡大原因となるのは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上を図る。

さらに、災害発生後、迅速かつ適切な復興が円滑に行えるよう、復興対策について、過去の災害における復興事例の調査研究を行う必要がある。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、次のものが挙げられる。

#### (1) 都市施設等の災害対策に関する調査

都市施設等は、災害によりその機能が失われた場合、市民の生活や応急対策等に深刻な影響を与える。このため慎重かつ十分な点検調査が必要であり、破損・損壊等の被害を防止し、被害が生じた場合の代替機能の確保等の都市施設の信頼性向上及び迅速な復旧のための調査研究を行う必要がある。

ア 学校、病院等の公共建設物の耐震性及び信頼性向上に関する研究調査

イ ライフライン施設の耐震性及び信頼性向上、復旧に関する調査研究

ウ 交通施設の耐震性及び信頼性向上、復旧に関する調査研究

エ 河川施設の耐震性、復旧に関する調査研究

#### (2) 既存建築物の震災対策に関する調査

住宅等の民間建築物の被害防止は、人的被害や住居制約の軽減につながる。また、耐火建築物を一体的、かつ計画的に建築することにより、延焼火災を防止するための延焼遮断機能を確保することも可能となる。既存の建築物の耐震性、耐火性の向上のための技術的な方策等について調査研究を行う必要がある。

#### (3) 大震火災対策に関する調査研究

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進する

ため、出火防止、初期消火、火災拡大防止及び避難の安全確保等基本的な重要事項に関する調査研究を行う必要がある。

ア 初期消火に関する調査研究

イ 火災の拡大防止に関する調査研究

ウ 地域性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機器等の調査研究

(4) 避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所は、災害から身を守ることに鑑みて、常に安全性が確保されなければならない。現在の指定緊急避難場所は、それ自体本来の使用目的があり、それ自体変化し、あるいは周辺状況の変化に影響を受け、指定緊急避難場所の安全性について変化が起り得る。

したがって、指定緊急避難場所については、その選定についてはもちろん、選定後も一定期間ごとに安全性について調査研究する必要がある。

ア 指定緊急避難場所の確保を図り、かつ、その指定緊急避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査

イ 指定緊急避難場所とそこに至る避難道路の安全性を目指す災害防止帯設定のための基礎調査

ウ 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と避難の円滑化方策の調査研究

エ 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風における指定緊急避難場所の安全性の調査研究

(5) 緊急輸送路網に関する調査研究

災害発生後の関係機関による応急対策の実施にあたり、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要であり、効果的な緊急輸送を行えるように迅速な緊急輸送路の確保等について調査研究をする必要がある。

ア 広域応援に活用する路線と他都道府県との連携を図るための道路情報施設などの調査研究

イ 防災拠点を連携する道路の調査研究（各道路管理者との連携）

ウ 鉄道被害の代替機能の確保の調査研究

エ 緊急輸送路の確保に関する調査研究

(6) 災害時の情報伝達に関する調査研究

災害時において、各種災害情報、被害情報、被災地の状況に関する情報及び対策に関する情報等各種の情報を、行政が被災者を含めた市民へ正確かつ迅速に伝えることが極めて重要となる。

したがって、本市の地域的、社会的特性を考慮し、災害時の特殊状況下での情報伝達において、最も効果的な情報の「伝え方（メディア）」「内容」及び緊急地震速報の活用等に関する調査研究並びに災害情報システムに関する調査研究等を行う必要がある。

(7) 災害時の社会的混乱防止に関する調査研究

災害時において、生命の維持、確保及び経済的・社会的秩序の維持等に対する不安からパニック等の社会的混乱状態が発生する危険性がある。

したがって、こうした大規模災害発生後の物価の高騰等経済的・社会的混乱の発生メカニズム及びその防止対策について、本市の社会的特性を考慮したうえで調査研究を行う必要がある。

(8) 災害時の生活確保に関する調査研究

災害時において、被災者に対し食料、飲料水、生活必需品及び住宅等を供給し、その生活を確保することは、災害発生後の社会的混乱防止をする意味からも極めて重要である。

したがって、災害発生後の物資の輸送体制のあり方、備蓄物資等の適正配置及び効果的な品目の選定等に関する調査研究を行う必要がある。

(9) 災害後の復興に関する調査研究

災害により被災した市民の生活や企業等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

したがって、事前に災害後の復興のあり方、行政上の手続き等について調査研究を行う必要がある。

## 第2節 基本方針

### 第1 過去の災害の教訓を生かす

近年、全国各地で未曾有の大震災やこれまでの記録を超える豪雨による大規模水害が発生しており、その都度、様々な防災・減災対策上の問題点が明らかにされている。

こうした過去の大规模災害発生時における災害の特性、対策の成否及びその問題点を把握し、本市における災害対策に生かしていくことが必要である。そのための調査研究対策の強化、及びそこから得られた知見や成果の個別対策への反映を積極的に推進していくものとする。

### 第2 初動対応の重視

迅速かつ円滑に活動体制を確立し、初期の段階において災害に対処していくことが、被害の拡大を防ぐうえで非常に重要である。このため、職員の非常参集基準の明確化や被害状況の把握、交通規制、応援要請等の初動対応に関する事前の計画を策定し、職員・市民に周知を図っていく。

### 第3 広域応援体制の整備

都市の中枢部を直撃するような激甚災害においては、対策にあたる側の行政機関自体が被災してしまい、一地方公共団体のみで自己完結型の対策を実施することが困難となる。したがって、近隣の地方公共団体のみならず、防災関係機関（消防、警察、自衛隊等）との広域的な応援・協力体制を整備するとともに、応援要請等の手続きの明確化、マニュアル化等を行い、実践的な広域応援体制の確立を図っていく。

### 第4 想定災害の災害対策への反映

本章第1節に掲げる地震被害想定では、想定地震として5つの地震を対象としている。これらの地震は、それぞれ被害の発生状況が異なっており、原則として、この計画では、被害が最大となる地震を計画目標とするが、その他の地震についてもその特性及び切迫性を考慮し、本計画の関連する対策項目において配慮することとする。なかでも直下型地震については、その特性を考慮し、地域間の応援、協力体制の整備、緊急輸送対策の強化及び直下型地震に対する防災教育の充実等の推進を図る。

また、風水害においても、各河川の洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図、その前提条件となる河川の特性や地形的特性等をふまえ、該当地域における防災・減災対策、防災教育等の推進を図る。

### 第5 地域特性の災害対策への反映

市内においても、自然条件や人口、都市基盤施設といった社会条件が全地区一律ではなく、当然に災害による被害の様相も異なってくるため、各地区の特性に応じた対策を進めていく。

## 第6 発災時間特性の災害対策への反映

---

災害は発災の季節、曜日、時刻の相違により、当然に被害の様相が異なってくる。このため、発災時期の違いによる被害の特性を考慮し、いかなるケースにも対応し得るよう関係する対策項目において十分に考慮する。

## 第7 行政・企業・市民等の協力体制の整備と防災意識の高揚

---

大規模な災害に対しては、行政はもとより、企業、市民等が相互に協力し、一体となって災害対策活動に取り組んでいく必要がある。そのための自主防災組織、事業所等における防災組織の整備及び災害ボランティアの活動環境の整備等を通じ、企業経営者や市民一人ひとりの防災意識の高揚を図っていく。

特に、本市では各地域における防災体制の中核は、自主防災会であるが、今後も、本市への転入者をはじめ、より多くの世帯が地域防災活動のベースとなる各区・自治会に加入するよう、市と各区・自治会が連携を密にするものとする。また、自主防災会の研修会等の機会を通して、がけ崩れ、土石流、地すべり等の突発的な災害に備え、平常時から五感を最大限に利用して、日頃の様子とは明らかに異なる前兆現象の把握に努めるよう啓発するものとする。

## 第8 時系列イメージに沿った対応の明確化

---

災害時においては、時間経過に伴って周辺状況や被害の状況が刻々と変化する。このため、こうした状況の変化に的確に対応した対策を進めていく必要がある。したがって、市、県、その他防災関係機関及び市民や民間事業者等、災害対策にかかわるすべての人々が、災害時のシナリオとそれに対応した対策の流れをあらかじめ理解しておくことが重要であり、そのための防災教育、訓練の実施及び時系列に対応した災害応急対策のマニュアル化を図る。

## 第9 業務継続計画（BCP）の策定

---

※BCP：Business Continuity Plan

市及び防災関係機関が行う応急対策は、それぞれが有する機能を十分に生かすとともに、緊密に連携を図って対応することが重要である。そのため、各防災機関は、相当する対策について、全体の応急対策の流れをふまえて、適切に対応していくことが必要である。

市は、「入間市業務継続計画（BCP）」を推進し、大規模災害によって市役所機能が低下する場合であっても、限られた人員、資機材等の資源を重点的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るよう、次の点に留意して計画を推進する。

- 1 全庁の総力をあげて計画の実行を推進する。
- 2 業務の優先順位及び目標復旧時間を認識する。
- 3 職員は市民を災害から守る立場であると同時に、被災者にもなり得ることを認識する。（業務に従事できない職員が一定数発生することを考慮する。）
- 4 特定の被害想定結果に固執せず、状況によっては市の機能が大幅に低下することを考慮する。特に、市庁舎等が使用できない事態を想定し、複数の代替拠点施設を確保する。また、災害協定先等の各関係機関の機能が停止していることも想定する。

- 5 職員の飲料水・食料を3日分程度確保しておく。また、トイレ等の確保も考慮する。
- 6 平常時から、オフィス家具や事務機器の固定及び転倒防止等の措置に努める。特に、キャビネットについては連結固定に努める。
- 7 各種システムのバックアップ体制（ICT-BCP）を構築しておく。
- 8 平常時から、定期的に計画の見直しや訓練に努める。
- 9 各関係機関に対しても、研修会等を通して「事業継続計画」の策定を促すとともに、必要な助言等を行う。



